

第6期黒潮町障がい福祉計画  
第2期黒潮町障がい児福祉計画

令和3年3月

高知県黒潮町

# 第1章 計画策定にあたり

## 1 計画策定の趣旨

黒潮町では、平成29年度に障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し「第3期黒潮町障がい者計画・第5期黒潮町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人に対する福祉、保健、医療、教育、就労、防災、まちづくりなど様々な分野における施策を進め障害福祉サービスの推進に努めてきました。

昨今、少子高齢化や核家族化など社会構造が変化し、福祉へのニーズが多様化する中、障がいのある人を取りまく環境が大きく変化し、地域で支え合うことが重要となっています。

そのような中、国においては、障がいのある人の生活と就労への支援を拡充することを柱とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正や障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正が行われ、新たに「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられ、地域共生社会の実現に向けた取組みが進もうとしています。

本計画は、状況変化に対応しつつ、「第5期黒潮町障がい福祉計画」「第1期黒潮町障がい児福祉計画」の進捗状況やこれまで行ってきた、相談支援からの報告やアンケート調査の結果を踏まえ、黒潮町の実情に照らし、障害者等のニーズに即した充実した地域生活を実現するため一体的に策定することとします。



## 2 計画の位置づけ

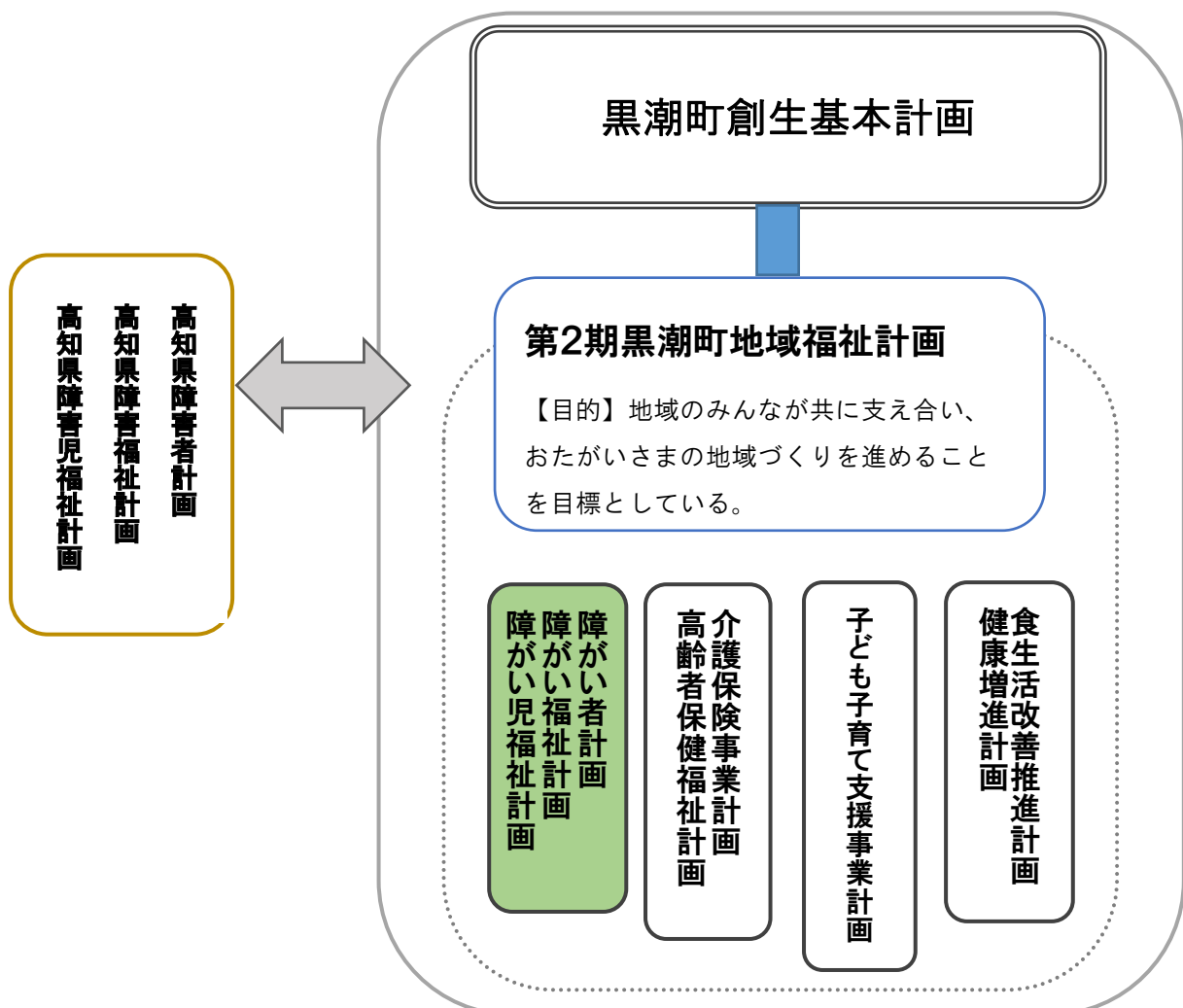
### (1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定される「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、第3期黒潮町障がい者計画（第3期計画）との整合性を確保し策定します。第3期計画は「黒潮町総合戦略」や「第2期黒潮町地域福祉計画」と整合を図りつつ、障がい者施策を推進するための基本理念や基本目標、方向性を定めることにより、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、第6期黒潮町障がい福祉計画及び第2期黒潮町障がい児福祉計画は、第3期計画に基づく実施計画と位置付け、国や県が定める基本指針、他の関連計画等との整合・連携を図り、黒潮町の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、国の法制度の改正や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じ、計画期間中であっても変更又は見直すこととします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
第1次黒潮町総合振興計画						黒潮町総合戦略						
			まち・ひと・しごと創生総合戦略 (創生基本計画)				創生基本計画 (～令和6年度)					
第1期黒潮町地域福祉計画 ・地域福祉活動計画				第2期黒潮町地域福祉計画 ・地域福祉活動計画								
第2期黒潮町障がい者計画						第3期黒潮町障がい者計画(6年)						
第3期黒潮町 障がい福祉計画		第4期黒潮町 障がい福祉計画		第5期黒潮町障がい福 祉計画(3年)			第6期黒潮町障がい福 祉計画(3年)					
				第1期黒潮町障がい児福 祉計画(3年)			第2期黒潮町障がい児福 祉計画(3年)					

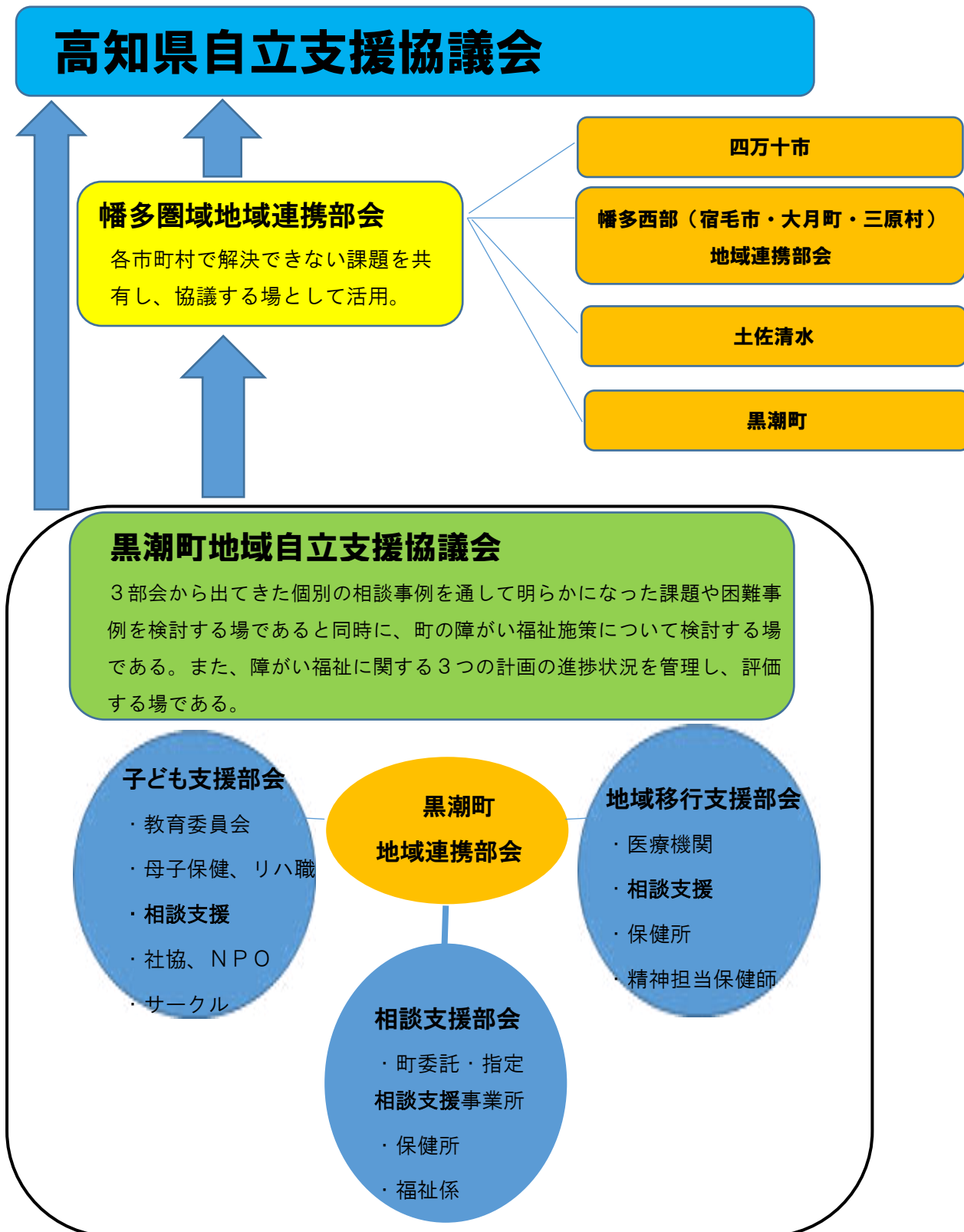
### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、相談支援事業所、町及び幡多福祉保健所の障がい福祉に関する関係機関で組織する相談支援部会が、町の障がい福祉に関する課題をまとめ町内外の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、障がいのある人及び家族、関係団体、地区長、民生児童委員、社会福祉協議会で組織する黒潮町地域自立支援協議会(以下「協議会」という)に報告するとともに、協議会において事業評価を行い、これまでの成果や課題をはじめ今後の障がい者施策に関する提言を本計画に反映しました。

また障がいのある人や障がいのある児童の家族に対するアンケート調査を実施し、障がい福祉に関する意識やニーズ、課題を明らかにし、本計画に反映しました。

## 5 黒潮町地域自立支援協議会と多機関との関係

【現状】近年、事業所では事業に従事する介護人材が不足している。このことが原因でサービスが提供できず、利用者のニーズに対応できないなどの課題が出ている。このため幡多圏域では、平成29年度より事業所と行政が集まり、圏域課題を共有するとともに解決策も全体で考える場が作られている。市町村だけでは対応できない課題を圏域で、圏域では対応できない課題を県が全体的に調整していくなどの仕組みづくりが始まっている。



## 第2章 障がいのある人を取りまく状況

### 1 障がいのある人を取りまく制度の変動

年度	関連法等	内容
平成 15 年	支援費制度	措置から契約へ。障がいのある人の自己決定が尊重されるようになる。
平成 17 年	発達障害者支援法	発達障がいの定義づけ
平成 18 年	障害者自立支援法	福祉サービスの再編
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総合的なバリアフリー化の促進等の規定
平成 19 年	障害者基本法改正	市町村障害者計画の義務化
平成 23 年	障害者基本法改正	障がい者の定義の見直しにより、日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるような社会的障壁を取り除くための配慮が求められ、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の選択の機会、ともに学ぶことができる教育、雇用の促進などあらゆる場面における障がい者への差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められた
	障害者自立支援法改正	障害者の範囲の見直し。グループホームへの利用助成制度の創設
平成 24 年	障害者虐待防止法	障がいのある人への虐待の防止にかかる国等の責務。障がい者虐待の早期発見の規定
	障害者自立支援法改正	利用者負担の見直し。相談支援の強化
平成 25 年	障害者総合支援法	障がい者の範囲の明確化。障害支援区分の創設
	障害者雇用促進法改正	障害者権利条約の批准に向けた対応
	障害者優先調達推進法	障がい者就労施設等の受注機会の確保に必要な事項を規定
平成 26 年	障害者権利条約締結	
平成 28 年	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項を規定
	障害者雇用促進法改正	障がいのある人に対する差別の禁止及び合理的配慮について規定
平成 30 年	障害者総合支援法改正	自立生活援助や就労定着支援の創設
	児童福祉法改正	訪問型児童発達支援の創設

## 2 障がいのある人の状況

### (1) 障がい者手帳の交付状況

本町の障がい者手帳の交付状況は、令和2年3月31日現在688名となっています。人口の減少や高齢化により身体障害者手帳の所持者は少なくなっていますが、78%が65歳以上の方となっています。療育手帳所持者は、医療や福祉等のサービス利用から相談件数も徐々に増えてきている状況です。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、若干増加しています。認知症高齢者の方の手帳取得もあり、今後、増加が見込まれます。

	平成18年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳数	865	739	722	708	688
療育手帳数	114	117	115	131	126
精神障害者保健福祉手帳数	29	40	37	53	55

各年3月末日

### ■令和2年3月末日の身体障害者手帳の障がい種別と世代別人数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	18歳未満	18～64歳	65歳以上
視覚	16	8	4	2	7	2	39	0	4	35
聴覚・平衡	2	18	5	4	0	23	52	0	14	38
音声・言語・そしゃく	0	1	4	2	0	0	7	0	1	6
肢体不自由	74	65	63	81	38	27	348	2	86	260
心臓	79	1	17	66	0	0	163	1	24	138
じん臓	45	0	0	0	0	0	45	0	10	35
呼吸器	3	1	3	2	0	0	9	2	0	7
ぼうこう・直腸	0	0	2	20	0	0	22	0	5	17
小腸	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0
肝臓	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
内部障害合計	128	2	23	89	0	0	242	3	41	198
合計	220	94	99	178	45	52	688	48	146	537

※身体障害者手帳の障がい種別では心臓が最も多く、心筋梗塞や脳梗塞などの突然の疾患に起因しているものがあり、取得者の78%が高齢者となっています。外出についてのニーズ調査から、移動は家族支援で希望に応じた移動ができているという内容の回答が70%を超えているのに対し、移動先で困る、若しくは移動先のトイレに困るという意見が50%ありました。また、サービスについて、情報が分かりづらいという意見も多く、今後、一般相談をはじめとする相談支援体制を充実させていく必要があります。

## (2) 障害支援区分

障害福祉サービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受けることが必要な場合があります。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計(人)
H25年	2	9	18	19	13	23	84
H26年	4	13	22	25	13	22	99
H27年	3	10	12	26	9	24	84
H28年	2	10	12	28	8	27	87
H29年	4	11	11	21	12	28	84
H30年	3	12	13	16	15	28	87
H31年	3	11	17	17	13	29	90
R2年	-	14	16	20	14	29	93

■障害支援区分認定状況(各年12月末日現在)

※平成26年度より『障害程度区分』から『障害支援区分』へ改正

## (3) 発達障がい

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。発達障がいのある人は、発達障害者支援法をはじめ障害者の雇用促進に関する法律、障害者基本法、障害者総合支援法などにおいて支援の対象として位置づけられています。

## (4) 難病患者

これまで、身体障害者手帳の取得が難しく必要な支援を受けることができない制度の谷間にあった難病患者も平成25年4月から障害者総合支援法により障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

## (5) 高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたことにより言語や記憶などの機能に障がい起きた状態です。障がいの現れ方が複雑であるため、連携した支援体制が必要です。





# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

黒潮町では、これまで、障がいの有無にかかわらず全て町民が相互に人格と個人を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う完全参加と平等の具現化を目指し、「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」を基本理念に障がい者福祉の取組みを進めてきました。本計画においても、これまでの理念を継承し、障がいのある人もない人も、地域のみみんなで共に支え合い、健やかに安心して暮らすことができるよう障がい者福祉の取組みを推進していきます。

## 2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を定め計画を推進します。

### 基本目標1 障がい者の自立と社会参加の推進

年齢、障がい、疾病の有無やその程度にかかわらず、住み慣れた地域で健康な生活を継続させるためには、保健、福祉、医療の連携による健康づくりが必要です。健康な身体が維持されることで、生きがいに通じる活動や社会参加につながり、自立した生活を営むことができるようになります。このため、健康教育と適切な医療、活動の場づくりと交流の機会、就労と生活を支援する機会をつくることを目標とします。

### 基本目標2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、福祉サービスだけでは支援に限界があります。道路や建物のバリアフリー化に加え、障がいのある人を地域で支えていく心のバリアフリーと共に支え支えられる関係をつくる必要があります。このため、障がい理解のための活動と福祉教育を進めていくことを目標とします。

### 基本目標3 地域における支援体制の整備

障がいのある人が自らサービスを選択し、住み慣れた地域で必要とするサービスが利用できるよう情報提供と障がいのある人やその家族へ寄り添った支援ができる体制づくりが必要です。このため、身近な地域でいつでも相談できる場所をつくり、地域全体で障がいのある人とその家族を支える取組みを進めていくことを目標とします。

### 基本目標4 障がい児支援体制の構築

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、心身ともに健やかに育つことができるよう、障がいの原因となる疾病やその早期発見、治療の推進を図ります。また、障がいのある子どものライフステージにおける療育支援につとめ、保護者への支援を強化することを目標とします。

## 第4章 施策の体系

【基本理念】

障がいにかかわらず

一人ひとりが輝くまち

### 1 障がい者の自立と社会参加の実現

#### 重点施策

- (1) 保健・医療の推進
- (2) 多様な参加の場の確保
- (3) 就労・生活への支援の強化

### 2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

#### 重点施策

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 障がい理解と啓発活動

### 3 地域における支援体制の整備

#### 重点施策

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 防災対策の充実

### 4 障がい児支援体制の構築

#### 重点施策

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備
- (2) 地域における療育等支援の充実



## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 障がい者の自立と社会参加の実現

#### ■現状・課題

障がいのある人が、地域の中で自立した生活を営み社会参加を進めるうえで必要となることは、「自身の健康づくり」、居場所などの「社会参加の場」と「交流の機会」、安定した収入を得るための「就労の機会と継続するための支援」です。しかし、障がいのある人が、地域活動に参加する機会は少なく、障がいのある人同士で交流をしている場合が多くなっています。身体的、体力的な課題に加え、地域で行われている活動を知らない人もいます。今後、地域活動の周知と既存事業を活用しながら交流の機会をつくり、障がいのある人もない人も一緒に活動できるよう取組みを進めていく必要があります。また、障がい者の就労を支援できるよう町全体で考えていく必要があります。

#### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの原因となる生活習慣病の予防について、保健師が専門職の意見を取り入れながら、集会所やあったかふれあいセンターを活用し、健康相談、健康教室を行う中で正しい知識の普及、啓発を行う。</li><li>・精神疾患の原因となるメンタルヘルスの不調について、正しい知識の普及や相談窓口の周知を行う。</li></ul>
(2) 多様な参加の場の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・あったかふれあいセンターの整備と事業の周知を行い、地域の拠点として、子どもから高齢者、障がいのある人も一緒に活動できる取組みを進める。</li><li>・精神に障がいのある人の閉じこもり予防と地域ボランティアの育成を目的とする「喫茶さとう木」や、外出のきっかけとなる精神ミニデイケアを継続実施し、交流の場として拡充する。</li><li>・地域のお祭りや一斉清掃、避難訓練などの行事に障がいのある人も積極的に参加できるよう日頃からの関わりを大切にし、地域の中で交流できる仕組みをつくる。</li><li>・広報誌等を活用し、地域活動を周知する。</li><li>・老人クラブや町内の他団体と一緒に交流、活動する。</li></ul>
(3) 就労・生活への支援の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉サービス利用後の一般就労利用者への支援が途切れることのない体制をつくり、企業、事業所、相談支援事業所など関係機関が総合的な支援を行う。</li></ul>

## 基本目標2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

### ■現状・課題

道などのハード整備を全てのニーズに合うものに変えることは難しいですが、相互理解ができるよう環境整備を進めています。しかし、福祉以外の機関とニーズや課題について共有ができていません。本計画策定のためのアンケート調査結果では、「暮らしやすいまちにするための支援」を聞くと、所得保障の充実に加え気軽に何でも相談できる窓口の充実が求められています。町内には、2カ所の相談支援事業所があり、在宅で生活する障がいのある人やその家族を支援していますが、事業内容や活動についての情報提供が十分にできていません。事業の周知に加え、相談支援事業所に行くことができない人への訪問による支援も充実させる必要があります。また、相互理解を深めるため、あったかふれあいセンターなどの地域交流拠点を活用し交流事業を行い、住民同士がお互いを思いやりながら暮らしやすいまちづくりについて考えるきっかけをつくることや、幼少期からの福祉教育を進めていく必要があります。

### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人の移動手段の確保を検討する場をつくる。</li><li>・道や建物の障がい物等の困りごとを相談できる場や伝えることができる環境をつくる。</li><li>・行政内において情報を共有する場をつくる。</li></ul>
(2) 福祉のまちづくりの推進（障がい理解と啓発）	<ul style="list-style-type: none"><li>・困りごとを自分のこととして考えられる機会や場をつくる。</li><li>・発達障がいや内部障がい等、見えない障がいを持っている人が地域で生活しやすいよう、障がい特性を理解する人や一緒に活動できる人を増やす機会をつくる。</li><li>・障がいのある人への「できないだろう」という先入観を排除し、あったかふれあいセンターや地域の活動の場において、できる力を伸ばす機会をつくり地域活動への参加を支援する。</li><li>・相談支援やあったかふれあいセンター事業の相談機能を充実させ、身近な地域でいつでも相談できる体制をつくる。</li><li>・障がいのある人への虐待通報窓口の周知に努める。</li><li>・障がいのある人に関する理解を促進するため、配慮ある様々な取組みを進め、心のバリアフリーを図る。</li><li>・社会福祉協議会で実施されている福祉教育を町内全校で実施し、あったかふれあいセンターや福祉事業所と一緒に活動する機会をつくる。</li></ul>

### 基本目標3 地域における支援体制の整備

#### ■現状・課題

黒潮町では、町全体で防災対策を考え、取組みを進めています。それぞれの地域においても、地域が考える防災対策を進め、避難路や街路灯、避難場所への防災倉庫の整備、避難所運営マニュアル、備品等の整備が進められています。福祉分野においては、避難行動要支援者名簿を作成し、同意がある方への避難時の個別支援計画を地域と一緒に作成をしています。また、福祉避難所の指定を進め、福祉避難所における開設・運営訓練をする中で、要配慮者への個別計画の検証を実施しています。しかし、地域で行われている災害時の避難訓練には、「参加すると迷惑をかけてしまう」などの意見もあり個別計画の検証が進んでいません。このため、既存事業を活用しながら地域で支え合う仕組みを考え、つくりあげる必要があります。また、障がいのある人と家族を支える相談支援を充実させ、当事者や支援者のみで考えるのではなく、身近な地域で相談し支援できる取組みに発展させる必要があります。

#### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談支援事業所と地域、関係機関が情報を共有し支援方針を検討する機会をつくる。</li><li>・ あったかふれあいセンター事業の相談の機能を充実させ、障がいのある人の在宅生活を支援する取組みにつなぐ。</li><li>・ 身近な地域で相談できる場所として、地域の拠点となるあったかふれあいセンター事業の周知を図る。</li><li>・ 相談窓口の一本化を検討する。</li></ul>
(2) 防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あったかふれあいセンターの活動や、社会福祉協議会が実施する見守りネットワーク事業、企業との協定による見守りなど地域の中で見守り体制を強化する。</li><li>・ 日頃から地域の中で支援が必要な人への見守りや声かけを行い、必要なときに守り支える取組みを関係機関と連携し進めていく。(福祉のネットワークの活用)</li><li>・ 支援が必要な人への災害時の支援体制を地域や関係機関と一緒に考える機会をつくる。</li><li>・ 災害時に支援が必要な人が生活する場の整備や福祉避難所の確保、避難後の支援体制の整備を進める。</li><li>・ 支援が必要な人への災害時備品等の整備を進める。</li></ul>

## 基本目標4 障がい児支援体制の構築

### ■現状・課題

保育所から支援をしてきた障がいのある子どもの情報が、中学、高校と進学する中で、支援が途切れ、不登校やひきこもりとなり、成人後、就労が継続せず障害福祉サービスを利用する人が増えている。相談支援事業所と行政等の関係機関で組織する相談支援連絡会では、「障がい児のライフステージにおける途切れない支援づくり」を目標に、支援に関する現状把握と情報共有を行っています。今後、成人期の福祉サービスへスムーズに移行できるよう母子保健、教育、福祉が連携し支援方針などを共有する必要があります。また、障がいのある子どもを育てる保護者を支える取組みを地域と一緒に進めていく必要があります。

### ■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 妊娠期から一環した子育てに関する相談窓口をつくる。</li><li>・ 妊娠期から医療機関との情報共有を図る。</li><li>・ 幼少期の課題の早期発見を目的に、母子保健、福祉、保育・教育間での情報共有、支援方針を確認し切れ目のない支援を行う。</li><li>・ 高知県が進める「つながるノート」を保護者に周知し幼少期から活用してもらう。</li></ul>
(2) 地域における相談・療育等支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護者の子育てや子どもの発達に関する不安解消のため、相談支援事業所が中心となり相談体制を充実させる。解決できない相談は、地域自立支援協議会や幡多の連絡会、県の自立支援協議会などへ提起する仕組みをつくる。</li><li>・ 県や教育委員会が実施する既存事業（こども相談事業、きこえの相談、リハビリテーション部地域支援事業、小児科巡回相談、発達が気になる子どもの相談会、ワンステップ教育相談会）を活用し、医師・保健師・保育士・相談支援事業所が連携し子どもの発達や特徴に合わせた関わり方を学び支援体制をつくる。</li><li>・ 保護者の介護負担の軽減を目的に、保育所や学校、放課後子ども教室を活用し障害児通所サービスを実施する。</li><li>・ 保護者の介護負担の軽減を目的に、学校の長期休暇期間中、子どもの預かりと療育支援を行う事業を継続実施し、併せて利用者の拡充を目標に広報による周知を行う。</li><li>・ ニーズに応じ、あったかふれあいセンターを活用した療育支援体制（相談、簡単な療育支援など）をつくる。</li><li>・ 保護者を支援することを目的にペアレントトレーニングを継続して実施する。</li><li>・ 保護者同士の交流の機会やライフステージに応じた相談の機会をつくる。</li></ul>

## 第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

### 【1】数値目標

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、国が定める基本指針に基づき、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和5年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

##### ■数値目標及び減少数（福祉施設入所者の地域生活への移行目標等）

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	29人	令和2年3月31日の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数（B）	30人	令和6年3月31日時点の利用見込み人員
【目標値】削減見込（A－B）	-1人	差引減少見込み数
【目標値】地域移行者数 R3年度からR5年度末までの地域生活移行者数	2人	2名を目標値とします。

【国の指針】令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

令和元年度末時点から入所者数の削減数 1.6%

##### ■第2期から第5期計画までの実績

実績	第2期（H23年度末）	第3期（H26年度末）	第4期（H28年度末）	第5期（R元年度末）
目標値	27	30	32	31
実績	31	31	32	29

施設入所利用者の高齢化と入所期間が長期化されていることもあり、今後、地域移行を進めるにも本人や家族の不安があります。入所者（その家族）の多くが現在の場所での生活を希望されており、高齢者施設への移行は待機者もあることから難しい状況があります。今後、知的障害者や精神疾患のある方が入所できる高齢施設や管理者等が常駐するGH、日中活動ができるGHなどのサービスを創設するなどの検討が必要です。

## 2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度末までに一般就労に移行する者に関する数値目標を1人とします。

項目	数値	考え方
令和元年度における一般就労移行者	0人	令和元年度において、福祉施設を退所して一般就労した者の人数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	1人 (1.0倍)	令和5年度末において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数
就労移行支援事業所の利用者数	—	令和元年度末における就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 目標年度の利用者数	1人	令和5年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人

■国の指針 就労移行支援事業等の一般就労実績を令和元年度の1.27倍以上、就労移行支援の移行実績を1.3倍以上、就労継続支援A型からの移行実績を1.26倍以上、就労継続B型からの移行実績を1.23倍以上、一般就労移行者の7割以上が就労定着支援事業を利用

### ■第2期から第5期計画までの実績

実績	第2期 (H23年度末)	第3期 (H26年度末)	第4期 (H28年度末)	第5期 (令和元年度末)
目標値 (A)	2	2	1	0
実績 (B)	1	0	1	0

平成23年から平成30年度までの間、毎年1名以上が一般就労へ移行しています。就労継続支援B型利用後一般就労に移行した人もいますが、就労移行支援事業を活用した後、一般就労へ移行した人が多くなっています。今後は、就労した後の生活を支援する取組みを強化し、就労が継続でき、障がいのある人が自立して地域生活を営むことができるよう支援をしていきます。しかし、近年は、就労移行支援を利用する人が少なく、就労継続B型利用と移行支援を交互に利用するなどし、一般就労に結びつかないケースが多くなっています。その人に合った仕事と生活を支援する仕組みをモニタリングしながら関係機関で就労に向けた支援をしていく必要があります。



### 3 障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、地域全体での精神保健をはじめ医療と福祉の一体的な取組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人を包み込む社会の実現に向けた取組みの推進が必要となっています。

国では、高齢者を主とする可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進しています。町においては、高齢者、障がい者、子どもなど福祉の様々な取組みが展開されており、既存の地域資源を整理し地域福祉を拠点とする事業や地域の活動を活用しながら整備を進めていくこととしています。あったかふれあいセンターは、年齢や障がいの有無にかかわらず地域住民が利用でき、地域の自主的な活動を推進、支援する地域福祉の拠点として町が整備を進めています。障がい特性に応じた支援への課題はありますが、医療、地域、介護、福祉、あらゆる環境をつなぎ、連携した取組みを進めながら障がいのある人にも対応した黒潮町の地域包括ケアシステムを構築していきます。

第6期計画では、数値等の目標設定は行いませんが、地域福祉計画で進めている「地域共生社会」の実現に向け、生活上の課題を抱える人に対し総合的に支援ができるよう、その人を中心に行政、関係機関、地域とともに考え、支え支えられる地域づくりを進めていきます。

#### 【国の指針】

- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の減の目標設定
- ・精神病床の1年以上入院患者数の減、退院率の目標値を設定

#### (1) 黒潮町地域包括ケアシステムの構築にかかる保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置

項目		備考
①	現在の設置状況（令和2年9月末日時点）	設置済
②	設置形態	既存の協議会を活用
③	活用する協議会	自立支援協議会（地域移行）
④	構成	相談支援、医療機関、町関係機関

#### (2) 協議の場の活用 年3回を基本に協議を進める

#### (3) 精神障害者の地域移行に係るサービス見込み量

	サービス	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
①	地域移行支援	0	-	-	-	-
②	地域定着支援	0	-	-	-	-
③	共同生活援助	0	-	-	-	-
④	自立生活援助	0	-	-	-	-

ニーズはあるが、対応可能な相談支援事業所が、管内に1か所しかないこと、また共同生活援助のニーズもあるが、日中活動できる資源が近くにないことから、精神病床からの退院後、居宅以外の福祉サービスにつながる事が難しい状況となっている。今後は、地域資源（通いの場）の活用も踏まえた退院調整を協議していく。

## 4 地域生活支援拠点の整備

国の指針や県の計画では、令和5年度までに圏域（幡多）で1つの生活支援拠点を整備することとなっています。町では、第4期、第5期障がい福祉計画で検討するとしたものの、具体的な協議は進んでいません。今後、課題や資源、必要性等を圏域で整理しながら検討する場を設置し、協議を進めていきます。

【国の指針】各市町村又は各圏域の少なくとも1つ整備する

（地域生活支援拠点に求められる機能）町では複数の機関が分担して機能を担う「面的整備」を検討する。

- ①相談（施設、病院からの退所・退院、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受入・対応（短期入所など）

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

①	児童発達支援センターの設置	◆指定事業所（幡多希望の家）で実施。障がいや発達の気になる子ども、その家族を受け入れています。関係機関への支援も含め、今後は地域における『中核的支援機関』としての役割も求められています。障がい児等への支援やニーズ把握に努め圏域で協議をしていきます。
②	保育所等訪問支援の利用体制の構築	◆指定事業所（幡多希望の家）で実施。保育所を訪問し療育等を考察、通所が難しい方の利用に期待ができます。保健・福祉・保育所等の緊密な連携により保育所等訪問の実施体制の確保に努めます。
③	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	◆幡多希望の家で実施
④	医療的ケア児支援の協議の場の設置	単独で協議の場を設置、既存の協議体（子ども部会を活用）定期的に医療・保健・福祉・教育等で協議の場を設けている。医療的ケア児に関するコーディネーターは、専属で配置せず地域担当保健師でカバーする。

	令和2年12月現在、未就学の医療的ケア児は、長期入院中の1名
--	--------------------------------

児童発達支援センター・・・地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導や自発的な活動ができるよう必要な知識、技術の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

重症心身障がい児・・・重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

## 6 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が自立した社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実、強化させることが必要です。町内には、2か所の相談支援事業所があり、一般相談をはじめ、計画相談などを担っていただいています。黒潮町では、「地域共生社会」の実現に向け、あらゆる生活課題を抱える人について分野を超え包括的にかつ総合的に支援していただくための仕組みづくりに着手しています。この体制づくりと整合性を取りながら、相談支援体制の充実、強化に努めていきます。また、基幹相談センターの整備についても、幡多圏域で協議を進め、障害者等の相談支援に関する指導的役割を担う専門員等の確保に努めていきます。併せて、地域における障がい者や障がい児、またその家族等からの相談に対する支援の充実もはかっていきます。

項目	目標値	備考
① 基幹相談支援センターの設置数	令和5年度までに1か所	圏域での設置を検討しつつ、町内においては、共生社会を進めていく観点から重層的支援体制整備事業へ移行していくため、障がい分野における相談支援体制も包含し考えていく。
② 主任相談支援専門員の養成	今後検討	県の研修に参加
③ 人材育成の支援件数	研修の参加支援	県が実施する研修への参加支援
④ 相談機関との連携強化	研修の実施（年1回）	高齢部門と支援別研修を開催する

## 7 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供していくため、行政は障害者総合支援法をはじめとする各種福祉サービスの制度理解が必要です。また相談支援事業所や福祉サービス事業者も一緒に考えていく必要があります。

このため、日常から関係機関との情報共有を図り、障がい者や保護者、またサービス提供者が困ることのない体制づくりをしていきます。



## 【2】障害福祉サービス等の必要見込量

### 1 訪問系サービス

#### (1) サービスの概要

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーによる身体介護・家事援助を行う。
重度訪問	重度障がい者へのヘルパー派遣による介護を行う。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有し、外出時に必要な支援を行う。
行動援護	行動上著しく困難を有し常時介護が必要なため、外出時における必要な支援を行う。
重度包括	常時介護を要し意志疎通又は麻痺等により著しく支障がある者のうち行動上著しい困難を有するため、ヘルパー派遣や就労等など包括的に支援を行う。

#### (2) 現状と課題

精神や身体に障がいのある人（視覚障がい、肢体不自由）の利用があり、希望に応じたサービスが提供できています。障がいのある人が65歳に到達した際、介護保険制度に移行します。制度が異なることから支給できるサービスに限度があり、利用者が安心してサービス移行ができるよう相談支援事業所を中心に介護サービスとの情報共有、サービス調整を早めに行っています。課題は、精神疾患を抱える人の支援者から入院や福祉サービスの利用を急に求められることが多くなっています。本人は、自宅生活に困っておらず、自由な生活を希望している場合が多く、サービスにつながる事が難しく、地域の見守りなどの協力が必要です。今後も、支援者や地域、専門機関と一緒に考えることができる場をつくっていくことや、本人に必要なサービス、地域資源の創設が必要となっています。

#### (3) 第6期計画の見込み量

##### 【実施に関する考え方】

令和2年7月の実績を基準とし新規の利用者を見込みます。居宅介護については、1人の増加を見込みます。現在、精神疾患のある方の地域移行等もあることから、新たに行動援護などのサービスが必要となっており、1名の増を見込んでいます。

##### 【見込み量確保のための方策】

サービスを円滑に利用できるよう関係機関で情報を共有し、利用者のニーズに応じたサービスの提供及び充実に努めます。また、適正なサービスが提供できるよう利用状況やサービス計画を勘察し支給決定を行うとともに、サービスの質の確保に努めます。

#### (4) サービスの見込み

区分	利用実績			見込み		
	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護						
重度訪問介護	36.5	36.0	35.5	32	42	42
同行援護	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
行動援護	10人	6人	5人	5人	6人	6人
重度障害者						

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、令和2年度は1月実績

## 2 日中活動系サービス

### (1) サービスの概要

サービスの種類	概要
生活介護	常時介護が必要な方に、日中、入浴・排せつ・食事等の介助を行うとともに創作的活動の機会を提供する。
自立訓練（機能）	自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練（生活）	
就労移行	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。
就労継続（A型）	就労が可能と見込まれる人に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
就労継続（B型）	企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の介護等、日常生活上の援助を行う。
短期入所	居宅で介護する人がいない等の理由により、施設・病院で宿泊を伴った預かりを行う。

### (2) 現状と課題

平成30年度に新設された「就労定着支援」は、事業所が少ないことから、利用者の増にはつながっていません。利用者の生活支援も必要となる場合が多く、職場環境や生活実態を把握しながら一般就労が継続できる体制をつくる必要があります。これまで支援につながらなかった30代の就労継続支援の利用希望者があります。学生時代のつまづきから仕事が続かず、転々とした後に生活保護などの相談と併せ支援が必要となっています。今後、支援が繋がる仕組みづくりと、規則的な生活スタイルを取り戻すための支援と作業等をセットした福祉サービスにつながるまでの支援体制も検討する必要があります。短期入所については、緊急時の利用希望が時々ありますが、入所施設の空床利用としている施設が多く、すでに満床となっております。

り、対応が難しい場合もでてきています。また感染症対策により、利用ニーズに対応することが難しい場合もあり、今後、いつでも体験等ができる地域生活支援拠点の整備と併せて考えていく必要があります。

### (3) 第6期計画の見込み量

【実施に関する考え方】令和2年7月の利用状況に加え、実情に即して見込みます。

【見込み量確保のための方策】

サービス提供事業所や相談支援事業所と情報を共有し、利用者のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう努めます。就労定着支援については、現在の就労移行支援利用者の一般就労への移行を勘案し見込みます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	899人日/月	913人日/月	898人日/月	870人日/月	890人日/月	890人日/月
	44人/月	44人/月	43人/月	45人/月	45人/月	45人/月
自立訓練 (機能訓練)	19人日/月	23人日/月	39人/日	22人日/月	-	-
	1人/月	1人/月	2人/月	1人/月	-	-
自立訓練 (生活訓練)	49人日/月	18人日/月	18/月	41人日/月	20人日/月	-
	2人/月	1人/月	1人/月	2人/月	1人/月	-
就労移行支援	-	-人日/月	18人日/月	42人日/月	21人日/月	21人日/月
	-	-人/月	1人/月	2人/月	1人/月	1人/月
就労継続支援 (A型)	95日/月	101人日/月	89人日/月	84人日/月	84人日/月	84人日/月
	4人/月	4人/月	4人/月	4人/月	4人/月	4人/月
就労継続支援 (B型)	603人日/月	627人日/月	605人日/月	678人日/月	718人日/月	718人日/月
	33人/月	33人/月	34人/月	35人/月	37人/月	37人/月
就労定着支援			-	3人日/月-	2人日/月-	2人日/月
	1人/月		-	3人/月-	3人/月	3人/月
療養介護	9人/月	10人/月	10人/月	11/月	11人/月	11人/月
短期入所	7人日/月	17人日/月	-	15人日/月	17人日/月	17人日/月
	1人/月	4人/月	-	5人/月	6人/月	6人/月

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、令和2年度は1月実績

### 3 居住系サービス

#### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
自立生活援助	1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。
共同生活援助	主として夜間におけるGHでの相談、入浴、排泄又は食事等の支援が必要な日常生活上の援助を行う。
施設入所	主として夜間において、施設に入所する障がい者の入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行う。

#### (2) 現状と課題

施設入所の待機者はいません。GH入所は、保護者の高齢化や適切でない生活環境により、入所者が見込みより若干多くなっています。しかし、専門的な対応が必要な精神疾患などの利用希望者は、定員に空きがあっても見守り体制などの必要な支援がなく、入所が進まない状況です。このため、医療機関や入所施設から地域への移行が進んでいない状況となっています。今後は関係機関で情報を共有し課題解決へ向けた取り組みが必要です。

#### (3) 第6期計画の見込み量

【実施に関する考え方】令和元年度末の入所等の状況を参考に見込みます。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の障がいの状況や希望を確認したうえで、必要なサービスを提供できるよう施設や相談支援事業所と情報を共有しながら計画的な住まいの確保に努めます。

#### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助				—	—	—
GH	25人/月	25人/月	25人/月	26人/月	26人/月	26人/月
施設入所	32人/月	29人/月	30人/月	31人/月	30人/月	30人/月

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、令和2年度は1月実績

## 4 相談支援

### (1) サービスの概要

サービスの種類	内容
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、利用計画を作成するもの。
地域移行支援	施設や病院等から退所・退院する障がい者に対し、住居確保や地域生活に移行するための相談支援をするもの。
地域定着支援	施設や病院からの退所に伴う家族からの独立に対し、常時連絡体制を確保し、緊急事態等にも対応するもの。

### (2) 現状と課題

平成24年から導入した計画相談は、平成29年に全てのサービス利用者への計画導入が完了しました。しかし、サービス提供事業所の計画が利用者や家族の希望、生活課題に添っているか、実施できているか十分検証できていない事が課題として残ります。個々の相談支援事業所が受け持っている計画相談件数にも差があり、一部の事業所への負担が大きく、計画を分散させるなど圏域での調整や検討が必要となっています。また、入院中の精神障がいのある人の地域移行が進んでおらず、今後、地域の受入体制を整備していくためにも、相談支援事業所を中心に検討する場をつくり支援者や資源確保に努める必要があります。

### (3) 第6期計画の見込み量

#### 【実施に関する考え方】

計画相談は、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者全てを対象として見込んでいます。

#### 【見込み量確保のための方策】

精神科長期入院の退院を見込んでいます。また、計画相談と合わせ、在宅障がい者がいつでも相談できる体制づくりに努めていきます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	7人/月	19/月	7人/月	8人/月	8人/月	8人/月
地域移行支援	—	—	—	—	—	—
地域定着支援	—	—	—	—	—	—

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、令和2年度は1月実績



## 5 障がい児通所支援

### (1) サービスの概要

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における動作指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校授業の終了後等に施設で生活能力の向上のために必要な訓練等必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応など必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	P T等の機能訓練などによる支援又は治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供する。

### (2) 現状と課題

児童発達支援から放課後等デイサービスへつながるケースが徐々に増えています。年齢に応じた療育支援体制を圏域で検討する必要があります。また、放課後等デイサービスと日中一時支援事業などの類似事業とのさびわけも必要となっています。児童の病院受診後、医療機関でのリハビリを紹介されるケースが多く、今後リハ職専門職福祉サービスとの情報や支援がつながる仕組みづくりが必要となっています。発達検査から必要な支援に早期につながる仕組みづくりを関係機関と進めていきます。

### (3) 第2期計画の見込み量

【実施に関する考え方】 現在、利用している障がい児等のニーズを勘案し、見込みます。

#### 【見込み量確保のための方策】

障がい児が希望するサービスを受けることができるよう、相談支援事業所や関係機関と情報を共有しながらサービス量の確保及び障がい児の保護者等の支援に努めます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	9人日/月	10人日/月	21人日/月	3人日/月	3人日/月	3人日/月
	3人/月	9人/月	5人/月	3人/月	3人/月	8人/月
医療型児童発達支援	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス	32人日/月	32人日/月	21人日/月	96人日/月	96人日/月	96人日/月
	3人/月	6人/月	4人/月	18人/月	18人/月	18人/月
保育所等訪問支援	-	-	-	2人日/月	2人日/月	2人日/月
	-	-	-	2人/月	2人/月	2人/月

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、令和2年度は1月実績

## 6 障がい児相談支援

### (1) サービスの概要

サービス	概要
障がい児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、モニタリング等を行う。

### (2) 現状と課題

利用ニーズに応じ、アセスメントを行いながら丁寧に計画作成とモニタリングを実施しています。しかし、圏域での対応となっており適宜対応できているかなどが課題です。今後の支援へつなぐためにも、状況に応じた情報の共有は必要です。

### (3) 第2期計画の見込み量

【実施に関する考え方】 障がい児通所支援の利用児童数を勘案し、見込んでいます。

### (4) サービスの見込量

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児相談支援	-	1人/月	1人/月	3人/月	3人/月	3人/月

※利用時間は、月の延べ利用時間。実績値は、各年度3月利用実績、令和2年度は1月実績

## 7 町独自の障がい児支援の取組み

### (1) 保護者交流会（障がい児の保護者の交流の場所づくり）

平成26年度から開始した『保護者交流会』は、平成28年度より地域の取組み（自発的活動支援事業）に発展し年2回実施をしています。地域とボランティアが繋がるきっかけとなり、身近な地域で交流の場ができるよう継続した取組みを進めていきます。

### (2)ペアレントトレーニング

ペアレントトレーニングは、保護者が自分の子どもの行動を冷静に観察、特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえた褒め方叱り方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニング。県内には、子どもの発達の診断ができる医療機関が少なく、専門的な療育等を受けられる事業所が少ないため、「黒潮町でできる支援」を関係機関で考え取組みにつながりました。今後も継続した支援を行いながら、保護者への切れ目のない支援体制をつくっていきます。

### (3) 障がい児長期休暇支援事業

平成24年度に開始した『長期休暇支援事業（大方誠心園実施）』（夏休みなど長期休暇時に障がい児を預かる事業）は、見守りが必要な子どもを対象に療育支援やレクリエーション、外出など子どもの状態に応じた支援を実施しています。今後も関係機関と協力し、受け皿となる事業所への助成と、広報紙を活用し周知を行いながら取組みを進めていきます。

### 【3】地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性に応じ柔軟な形態により効率的かつ効果的に実施する事業として位置づけられ、町では、次の事業を実施しています。

#### 1. 理解促進事業・啓発事業

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などの理解を深めるための啓発を通じて地域住民の障がいへの理解を促し「共生社会」の実現を図ることを目的とした事業。平成30年度は、黒潮町社会福祉大会の場を活用し、暮らしやすいまちづくりについて当事者が登壇し、障がい理解への啓発講演会を開催しました。平成31年度は、黒潮町ボランティアフェスティバルに「喫茶さとう木」が出店し、当事者も参加しながら障がい理解への啓発活動を行いました。また令和2年度は、障害者週間に合わせ「見える障害、見えない障害」をテーマに障害理解についての講演会を開催しました。

今後も研修会や講演会、障害者スポーツ（ボッチャ、フライングディスク、卓球など）を通じた障がい者との交流を行いながら町内外へ障がいへの理解、啓発を行っていくこととします。

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	有	有	有

#### 2. 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した生活を営むことができるよう、障がいのある人など、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより共生社会の実現を目標とした事業（町では保護者交流会を実施。地域主導の活動及び学びの場となっている）

町においては、平成26年度より保護者交流会を実施。社会福祉協議会が交流会の企画、運営における後方支援をしながら住民ボランティアの協力を得て実施している。交流会では、子どもの学びの場や親子交流活動、専門職による子育て相談、特別支援学校や保健師からの情報提供の場をつくるなどを行い、黒潮町で子育てする保護者等がつながり、子育てしやすい環境をつくっていくこととします。

●補助先：くろしおこなかまの会

事業内容 レクリエーション、野外活動、ミュージックケア、防災学習会、相談会、施設見学、工作教室、料理教室など

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自発的活動支援事業	実施1	実施1	実施1	有	有	有

### 3. 相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と援助、関係機関との連携による情報の共有を行うなど障がいのある人の権利擁護を目的とする必要な支援を行う。また、障がいのある人などが地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには地域における相談支援が重要な役割を担うこととなる事業

区分	利用実績			見込み		
	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障がい者等相談支援事業	有2カ所	有2カ所	有2カ所	有2カ所	有2カ所	移行
基幹相談支援センター	無	無	無	協議	検討	圏域1
地域生活支援拠点	無	無	無	無	無	圏域1

### 4. 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援制度

権利擁護を推進する取組みとして、知的に障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促し、利用方法や制度の周知を図り、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人などの報酬を助成する事業。併せて、日常生活自立支援事業など関係する事業を一体的に取組み、障がいのある人の自立を促し生活支援ができるようになることを目指す事業

区分	利用実績			見込み		
	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業	0件	0件	0件	有	有	有
成年後見制度法人後見支援	無	無	無	無	無	無

### 5. 意思疎通支援事業

聴覚に障がいのある人や言語、音声機能の障がいなど意思疎通が困難な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通を円滑なものにする事業

区分	利用実績			見込み		
	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳派遣事業	21件	21件	29件	有	有	有
要約筆記派遣事業	無	無	無	有	有	有

## 6. 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図り福祉の向上に努める事業。医療機関から町の担当に相談されることが多く、情報把握と情報提供をしっかりと行っていく必要がある。また、相談支援機関や福祉用具等を取り扱う機関にも事業概要を知ってもらい、在宅で生活する障がい者等が困ることのない支援体制づくりを進めていくこととします。

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護訓練支援	0	0	0	有	有	有
自立生活支援	1	1	2	有	有	有
在宅医療	1	0	1	有	有	有
情報意思疎通支援	4	4	2	有	有	有
排せつ管理	318	345	325	有	有	有
住宅改修	0	1	3	有	有	有

## 7. 手話奉仕員養成研修

聴覚に障がいのある人との交流や障がいへの理解を深めるため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活等を支援するための人材養成事業。平成28年度に入門講座を開催。翌年基礎講座を開催し14名が終了し、その翌年、県事業への参加となっている。養成研修以外の活動では、手話サークル「まつぼっくり」に依頼をし、佐賀地域、大方地域の住民向けの手話教室の開催、小学校や企業への出前講座の開催、ボランティアフェスティバルへ参加し、住民への手話の普及啓発活動を行っている。また、コロナ禍における住民支援のため、町IWKを活用した手話講座なども実施している。令和3年度も、これまでの活動を継続しつつ、今後、養成講座の開催に向け取り組み、町内の手話の普及と障がい理解への取り組みを進めていくこととします。

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
入門講座	無	無	無	別事業	検討	無
基礎講座	無	無	無	無	無	検討

## 8. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業。町では近隣市町村にあるタクシーチケット助成事業を実施していないこともあり、第5期計画、第6期計画において対象者を絞りニーズ把握をしたものの、外出ができていないと回答した人は7割となっており、外出先での困りごとへ

の課題の方が多くみられた。町内においては、とくし丸や町内業者による移動販売、6か所のあったかふれあいセンターがあることから、買い物などの生活支援は一定整備がされている。また、社会福祉協議会において、重度障害者を対象とした交流の機会が作られている。しかし、医療機関への定期通院（透析など）で移動手段や助成、同行支援のニーズが増えていること、中村特別支援学校への通学支援等のニーズも出ていることから、課題を整理し、移動支援の需要と供給について協議を継続していくこととします。

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
個別支援	有	有	無	有	有	有
G支援・車両	無	無	無	無	無	無

## 9. 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜する機能を有し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業。令和2年度は、黒潮町社会福祉協議会が、多様な活動の場として、「チャリティショップぐるりん」を提案。持続可能な地域社会を目指し、そこに集う地域住民誰もが参加できる機会をつくり、大方地域と佐賀地域で試験的に実施をしました。今後、課題を整理し、持続可能、かつ必要な場としての事業となるよう取り組みを進めていくこととします。また、町内のNPO法人からも、必要な支援等が整理されており、あったかふれあいセンターを活用した集いの場づくりと就労の場づくり等も行われています。

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
活動センター	無	無	有	設置	設置	設置

## 10. 日中一時支援事業(任意事業)

障がい児者等の日中における活動の場を確保し、保護者等の介護負担の一時的な休息を目的とする事業。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から町内実施事業所で事業を休止する事態となった。このため、あったかふれあいセンターに依頼し、障がい児等の預かりを行った。保護者交流会を通して、対象となる子どもさんと保護者の関係もあつたことからスムーズに受け入れすることができていた。今後も、関係機関と一緒に活動し、支援を必要とする人が困ることのない体制づくりに努めていきます。

区分	利用実績			見込み		
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業所	1	1	3	3	3	3
延人数	186	39	19	50	50	50

# 第8章 計画の推進体制と評価

## 1 計画の推進

### (1) 庁内推進体制の強化

本計画が課を越え広域に渡ることから保健、福祉分野を中心に関係機関と連携し庁内の推進体制を確立し、計画の効果的な推進を図る。

### (2) 近隣市町村との連携

広域的な取り組みが必要な事業は、近隣市町村と連携を図りながら計画の推進を図ります。

### (3) 町内事業所、関係団体との連携

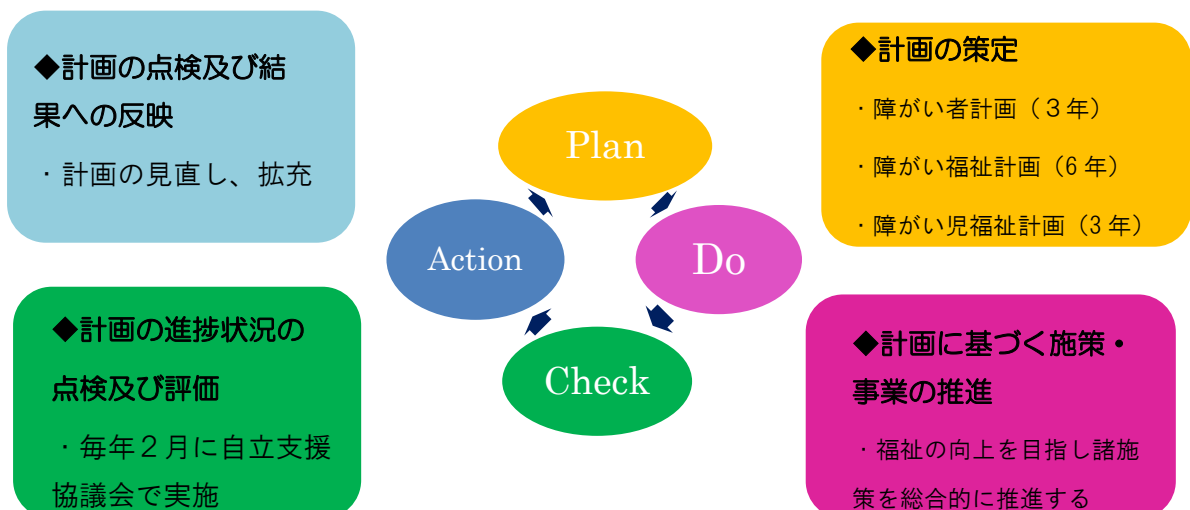
社会福祉協議会、福祉事業所、町内老人クラブ、民生児童委員協議会、町内社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、商店など地域を支え、また地域活動をしている団体との連携を密にし、住民主体のサービス体制の充実を図ります。

### (4) 地域人材の活用とボランティア養成

障がいのある人の生活を支えるためには、医療機関や専門職等の人材を積極的に活用し、福祉や介護、医療の支え手となる人材の養成と確保に努めます。また、地域活動を支援するボランティアの養成に努めます。

## 2 計画の評価体制

毎年2月に実施する自立支援協議会で、進捗状況を報告するとともに、事業や活動の評価を行い、町の障がい施策について協議しながら取り組みを進めていくこととする。



# 第9章 参考資料

## 1 地域自立支援協議会設置要綱

○黒潮町地域自立支援協議会設置条例

令和2年3月16日条例第20号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する障害福祉計画並びに地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、黒潮町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 黒潮町障がい者計画、黒潮町障がい福祉計画及び黒潮町障がい児福祉計画の策定、点検、評価及び対策に関すること。
- (2) 地域の現状及び課題等の情報共有に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者等
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 高知県幡多福祉保健所の職員
- (5) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 2. 黒潮町地域自立支援協議会委員(R3.4.1～R6.3.31)

	所属
1	黒潮町大方民生児童委員協議会会長
2	黒潮町区長会
3	ボランティアくじら会長
4	くろしおっこなかまの会代表
5	精神保健ボランティア代表
6	手話サークルまつぼっくり代表
7	黒潮町生活支援コーディネーター（大方地域）
8	黒潮町生活支援コーディネーター（佐賀地域）
9	大方誠心園施設長
10	大方生華園施設長（協議会会長）
11	ニコの種所長
12	障害者就業・生活支援センターラポール所長 障害者就労支援事業所アオ施設長
13	黒潮町社会福祉協議会事務局長
14	高知県立中村特別支援学校長
15	高知県幡多福祉保健所健康障害課長
16	黒潮町教育委員会教育次長
17	黒潮町健康福祉課長

### 【相談支援部会】

- ・相談支援事業所すてっぷ
- ・幡多希望の家相談支援センター
- ・相談支援事業所くろしお

【協議会協力者】 ・聖ヶ丘病院

### 【事務局】

黒潮町健康福祉課（福祉係、保健衛生係）



【メモ】

【メモ】